学校いじめ防止基本方針

金蘭千里中学校・高等学校

平成 2 6 年 4 月 施行 令和 3 年 4 月 改訂 令和 5 年 4 月 改訂 令和 6 年 4 月 改訂

はじめに

本校の教育目標は、建学の精神である【私塾】【道場】【自主独立】【スポーツマンシップの涵養】【自然に接する】の5本の柱に集約されており、【道場】では、「単に知識を習得するだけでなく、生徒が在学期間に己の人格を鍛え直し、より正しくより強い人柄に作り直す」ことを掲げ、人格を高め、より優れた、さらに人権意識の高い生徒の育成を目指している。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、いじめ防止対策推進法第13条や国のいじめ防止基本方針等を踏まえ、取り組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止対策基本方針」として定め、いじめ問題の克服を目指した取り組みを本校は推進する。

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であり、そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫く ことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊 重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底す ることが重要である。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある(注1)他の児童等が行う心理的又は物理的(注2)な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

- (注1)「一定の人的関係のある者」とは学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・ 学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わってい る仲間や集団等 (グループ)、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。
- (注2)「物理的な攻撃」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(大阪府いじめ防止基本方針より)

2. いじめの態様

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あるため、いじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、被害生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないようにする。

具体的な様態として以下のようなものが考えられる。

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ,集団による無視をされる
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○金品をたかられる
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(いじめの防止等のための基本的な方針より)

厚意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、生徒がすぐに自分の加害行為について相手側の生徒に謝罪し教員の指導を経ずとも良好な関係を再構築できた場合等においては、学校は一連の行為について「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対処を行うこともある(ただし、「いじめ」

であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる)。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがある。また、生徒の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも 含まれる。これらについては、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と 連携した対応を取ることが必要となる。

3. いじめの構造

- ○いじめは単にいじめられる生徒といじめる生徒の関係だけで捉えることはできない。
- ○いじめは同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」や見て見ぬふりをして いた「傍観者」など、周囲の生徒たちの反応が大きく影響している。

4. いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どのクラスでも、どの生徒にも起きうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、いじめられている生徒を絶対に守り通す。
- ④いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤保護者との関係をつくり、関係機関との連携協力に努める。

(いじめの防止等のための基本的な方針より)

5. いじめ防止のための組織

いじめについて特定の教職員が問題を抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、学校を挙げていじめの防止等に取り組むための組織を設置する。

生徒のいじめにつながる言動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約する担当を設置し、その担当が中心となって、管理職へ報告を行い、管理職の指揮の下、学校としての対応を行い、いじめ問題の解決を図る。

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成

【定例開催】

校長、教頭、企画室長、生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、各学年主任 必要に応じて関係教職員やスクールカウンセラー等の外部の専門家を招聘する。 (生活指導主任・人権教育主任・養護教諭は相談窓口を担当する)

【集約担当】

生活指導主任

【緊急事案発生時】

いじめに関わる情報が報告された場合、「いじめ対応グループ」を招集し、情報

の迅速な共有、聞き取り調査等により事実関係の把握、いじめの判断を行い、い じめ事案への対応検討・決定・報告を行う。

「いじめ対応グループ」の構成は校長、教頭、生活指導主任、当該学年団とし、 必要に応じて関係教職員やスクールカウンセラー等の外部の専門家を招聘する。

(3)役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり を行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題 行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ○いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを 含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生 徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめで あるか否かの判断を行う役割
- ○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決 定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み
 - ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行 ・検証・修正を行う役割
 - ○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校 内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ○学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて の点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(PDCA サイクルの実行を含む)

○学校いじめ防止基本方針が学校内で有効に機能するため、学校全体の取り組み や方針について見直し、立案する役割

6. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、「いじめ対応会議」を適宜開いて、取組が計画どおりに進んでいるか確認し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証する等、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直し等を行う。

7. 年間計画

本基本方針に基づき、学校における全教育活動を通しての年間計画を以下のとおり実施する。

いじめ防止年間計画		
	学年・学級	学校全体
4 月	・学校いじめ防止対策基本方針の内容	・人権教育に関する年間計画の確認
	を周知	・「学校いじめ防止基本方針」の
	・いじめアンケートを配布	HP 更新
	(GW明けに回収)	
5 月	·人権 HR 実施	・文部科学省が実施している問題
	・体育祭	行動調査結果を教職員で共有
	・個人懇談	・教職員研修
	・キャンプ活動、自然研修	
	・保護者会(家庭での様子の把握)	
6 月	·人権 HR 実施	
	·人権啓発映画鑑賞(高校)	
	・保護者会(家庭での様子の把握)	
7 月	・保護者会(家庭での様子の把握)	
	・いじめアンケート配布	
	(夏休み明けに回収)	
8月		
9月	・文化祭	
10月	・保護者会(家庭での様子の把握)	以降は適宜会議を行い、情報を共有
1 1 月	・人権 HR 実施	
	・人権啓発映画鑑賞(中学)	
	・保護者会(家庭での様子の把握)	
1 2月	·人権 HR 実施	
	・人権週間に関する集会	
	・保護者会(家庭での様子の把握)	
1月		
2 月	・合唱祭 (中学)	
	・保護者会(家庭での様子の把握)	
3 月	・保護者会(家庭での様子の把握)	

- ※学年ごとに ICT 部主導で外部講師による情報リテラシー教育を実施する。
- ※随時、担任と生徒が面談を行うことで、教育相談の充実を図り、いじめの実態把握 に取り組むこととする。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神を実現していることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、HR活動、特別活動、学校行事のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては「職員人権研修」でいじめ問題に触れ、意識を高める。生徒に対しては、入学後の説明でカウンセリング室の存在を伝えるとともに年2回のいじめアンケートを実施することで、いじめについて関心を持たせ、いじめの早期発見に繋げていく。また、担任と生徒との面談の機会を設け、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのための第一歩として、第1学年から、集団生活をおこなう中で、生徒の主体的な授業や行事への関わりを促し、集団の中でのコミュニケーション能力やお互いを尊重しあえる能力を育てて行く。その後も6年間を通じ、宿泊を伴う行事や、上級生が主導して全学年で準備を始める文化祭や体育祭等で、その能力やスキルを高めて行く。また、道徳授業でもいじめや人権に関する内容に取り組み、互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、(2) で示した行事の中で繰り返し機会を与えて教師も見守って行く。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、 生徒の些細な変化に気付く能力を高めることが必要となる。いじめは大人の目に触れに くい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、大人が気 付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめ ではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視した りすることなく積極的にいじめを認知することが必要となる。さらに教員間において、 普段から生徒に関する情報交換を行い、細かな生徒の変化を察知できるよう努める必要 がある。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 日常生活を通しての観察

授業時、休憩時間、放課後の時間など、会話の内容や普段の様子に目を配り、些細な変化や生徒の表情に気付くことができるように努める。また、悩みを言い出しやすい雰囲気や環境を築くことで、いじめの当事者だけではなく、周囲の生徒からの情報も得ることができ、早期発見に繋がる。

(2) 個人面談を通しての観察

定期的な面談はもとより、生徒が希望した時に面談ができる用意を整えておく。また、その面談の中で生徒の異変に気付くことができるように注意を払う。

(3)保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守る上で、家庭との密な連絡は不可欠である。保護者と の信頼関係を築くことを日頃から意識しておく。

(4)相談窓口

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、校内では生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問等が窓口となり「いじめ防止対策委員会」と連携して対処する。また、以下の外部機関の紹介を定期的に行う。

- ○子どもの悩み相談室(0120-728-525) ○すこやかホットライン(06-6607-7361)
- ○さわやかホットライン (06-6607-7362) ○すこやか教育相談 24 (0570-078-310)

※個人情報の扱い

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、生徒の状況、内容の軽重に応じて対処するが、必要に応じて出身校や外部機関との連携も考えて行く。その場合は「いじめ防止対策委員会」で判断する。

第4章 いじめ対応

1. 基本的な考え方

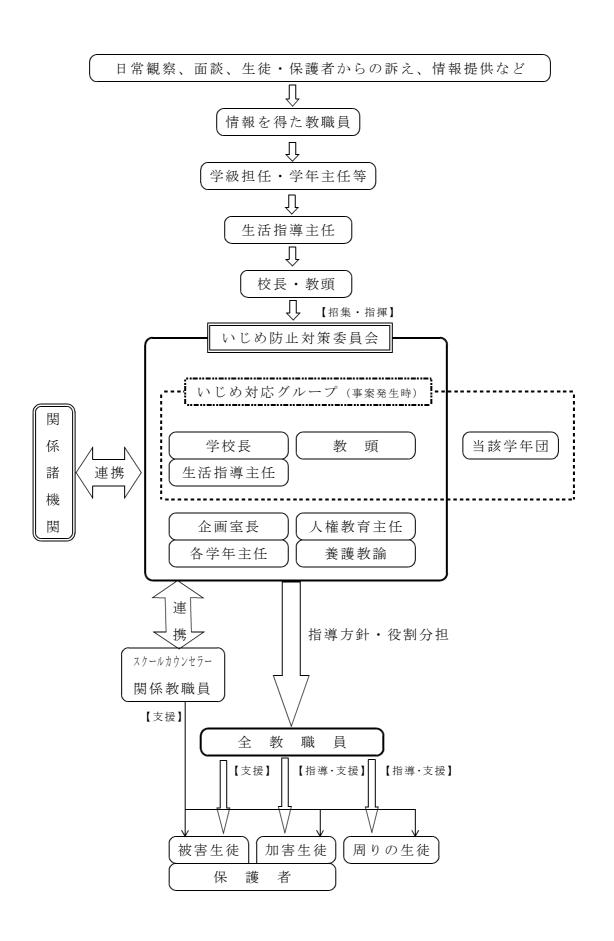
いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ 生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事 象においては、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを 感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、 いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに 至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや 教職員や保護者等の支援、そして何よりいじめた相手の自己変革する姿に、人間的信頼 回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、 事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わる。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や集約担当に報告し、【いじめ対応 グループ】が中心となって関係生徒等からの聞き取りを行う。集約担当は管理職に報 告し、いじめの防止等の対策のための組織【いじめ防止対策委員会】と情報を共有し、 いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事態が明確になれば適切なタイミングで被害生徒の保護者へ連絡し、事情を説明する。その時には、被害生徒の主張と学校の対応を伝えるにとどめ、今後継続して調査を進める旨を伝え、理解を求める。
- (4) 加害生徒に対しては、被害生徒の主張と照らし合わせて事実確認を行う。その際に は加害生徒の言い分に耳を傾け、先入観で調査しないように注意する。また、事情を 知っている生徒にも状況を確認する等、客観的な意見を聞き入れ、判断の材料とする。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。



3. 被害生徒又はその保護者への支援

- (1)被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。必要に応じて、被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。また、今後の見通しを立て、問題解決に向けた方向性を確認し、生徒の安心を図る。
- (2)被害生徒の保護者のつらい気持ちや不安な気持ちに寄り添いながら、今後の対応について説明を行い、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。

4. 加害生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめたとされる生徒からも事実関係の確認を行い、いじめをやめさせる 対応を行う。いじめに関わったとされる生徒からの事実確認にあたっては、それを個 別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を確認した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) 加害生徒の保護者は事態を受け入れられないこともあるが、言葉を尽くして理解を求めるよう働きかけ、決して感情的にならないよう充分注意する。
- (4) 加害生徒への指導に当たっては、個人面談や家庭訪問等、個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめに同調していたり、いじめを見ていたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象については、スクールカウンセラーとも連携しながら地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。また、体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を画面収録・印刷などにより保存するとともに、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2)書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みそのものと書き込んだ者への対処については、必要に応じてプロバイダや大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対処する。
- (3) また、情報モラル教育の一環として、中学の「公民」「技術家庭」「道徳」、高校の「公民」「家庭」「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、人権教育部による HR 指導や生活指導部による防犯教室、ICT 部による外部有識者による講演会等のデジタルリテラシー教育を実施する。

第5章 いじめ解消

1. いじめ解消に向けての基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるが、いじめ行為に及んだ生徒自身が深刻な課題を有していることが多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめ行為に及んだ生徒に対し、自分の行為の重大さを認識させるように継続的な指導が必要である。

2. いじめ解消

※いじめが「解消している」状態については、下の2つの要件が満たされている必要が ある。

(1) いじめに係る行為が止んでいる状態

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第6章 重大事案への対処

1. 重大事案とは

いじめにより生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合は 第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰 り返されることがないよう対策を講じる事が必要である。

いじめ対策推進法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事案として以下の場合が記されている。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合 ※相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、 学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要

いじめ対応マニュアル (いじめ発生または疑いがある)

- 1. いじめの発見(いじめが疑われる情報)
 - ○被害生徒・保護者や他の生徒からの訴え
 - ①被害生徒・報告生徒を守ることを約束する。
 - ②生徒・保護者からの話をじっくり聞く (傾聴の姿勢)。

確認事項

□いつから、どんな時に	□どこで
□誰が	□誰に
□どのように	□何をした (何をされた)
□どのくらい	□なぜ (きっかけは)
□状況を確認できる人の有無	□聞き取った生徒の様子
□その他	

- ③事実関係の正確な把握・解決のために関係生徒(加害生徒・周辺生徒含む) から聞き取りを行う。
- ※生徒からの事実確認は必ず複数名の教員で行い、聞き取り役・記録係などの役割を決めて行うこと。
- 2. 集約担当(生活指導主任)へ報告 【緊急の場合は直接管理職へも報告】
 - ○集約担当は情報を整理し、仮判断を行う

(いじめ防止対策委員会はオンラインで情報を共有し、「組織」の招集、継続 して情報収集、記録のみ等の対応の仮仕分)。

- ○集約担当は管理職に報告し、校長の承認を得て仮判断の実行に移す。
- ○「組織」を招集しなかった場合でも情報の記録を残し、いじめ防止対策委員で 情報共有できるようにしておく。
- 3. いじめ防止対策委員会
 - ○聞き取りと状況によってはアンケートの実施。
 - ○事実確認の突き合わせと全体像の把握。食い違いがあれば再度の事実確認を行う。
 - ○対応策、解決策の方針決定
 - ○いじめ事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応しなければならないため、緊 急の場合は委員全員が出席できなくても関係教職員を招集し、迅速に対応する。

- 4. 組織によるいじめの対応
 - ○対応策、解決策に沿って、被害生徒への支援、加害生徒への指導
 - ○大阪府教育庁私学課への報告
 - ○警察との連携

生徒の生命身体の安全が脅かされる事案や犯罪等の違法行為がある事案について警察と連携し、生徒の安全確保・健全育成を図る。

○福祉関係との連携

家庭の養育に関する指導・助言、生徒の生活・環境の状況把握のため、児童 相談所やソーシャル・ワーカー、民生委員等と連携し、家庭を含めた生徒の 健全育成を図る。

○医療機関との連携

精神保健に関する相談や精神状況についての治療、指導・助言のため、医療 機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善を図る。

5. 継続指導·経過観察

○学校全体によるいじめ解消に向けた取り組みを実施

〈いじめ解消の目安〉

- ①いじめに係る行為がやんでいる状態が相当期間(少なくとも3ヶ月)継続 している状態。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない状態。
- ※いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が 十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害生徒・加害生徒については、 日常的に注意深く観察する必要がある。